

**第4号議案 ペット飼育細則制定に関する件**

**【要旨説明】**

今期理事会では、住民からのペット飼育マナーに対する改善要望を受け、ペット飼育状況の調査や注意掲示の刷新等の対策を講じてまいりました。

一方、当マンションではペット飼育に関するルールが無く、これまでも飼育される方の良識にお任せすることが前提となっていました。やはり一定のルールの設定は必要との観点から、管理会社にも協力を依頼し、マンションの一般的なペット飼育細則を導入することとし、提案致します。

以上

## ペット飼育細則

### 第1条（総則）

石神井ハイライズ管理組合（以下「管理組合」という。）は、石神井ハイライズ管理規約（以下「管理規約」という。）第18条の2の規定に基づき、石神井ハイライズ（以下「本マンション」という。）のペット飼育に関し次のとおり、石神井ハイライズペット飼育細則（以下「本飼育細則」という。）を定める。

### 第2条（飼育動物の制限）

本マンションにおいて飼育できる動物は次の各号に掲げる動物とする。

- 一 小鳥・観賞魚・昆虫・齧歯類（モルモット・ハムスター類）、重歯類（兎等）等でケージ若しくは水槽（著しく大きい物を除く）で飼育できる小動物
- 二 犬及び猫
- 三 小鳥については、原則として二羽以内とし、観賞魚については制限を設けないものとする。

#### 2 前項第二号の犬及び猫を飼育する場合には次の制限を遵守するものとする。

- 一 体長50cm以下（概ね胸部より尻尾の付け根まで）、体重10kg以下（共に成長時の標準的体長・体重を目安とする）の大きさの犬及び猫とする。
- 二 一住戸で飼育できるのは原則として、犬及び猫あわせて二匹までとする。

### 第3条（飼育禁止の動物）

管理組合は前条以外の動物の飼育を禁止する。

### 第4条（飼育及び中止に関する届出等）

第2条第1項第二号の動物（以下「ペット」という。）を飼育する者（以下「飼主」という。）は理事長に書面（別記様式第1）を提出するものとする。この場合、書面にそのペットの写真を添付するものとする。

#### 2 理事長は、前項の書面を受理したとき、理事会において飼育の可否を協議し、書面（別紙様式第2）にて飼主にその結果を通知するものとする。

#### 3 飼主は、ペットの飼育を中止した場合には、理事長に書面（別記様式第3）を提出するものとする。

### 第5条（動物保護等）

動物の飼主（以下「飼主等」という。）は、動物保護及び管理に関する法律・狂犬病予防法に規定する義務を順守するものとする。

#### 2 前項にて、条例により予防接種が義務付けされている場合、その予防接種等が済み次第、理事長に書面（別記様式第4）により届出するものとする。

### 第6条（遵守事項）

飼主等は常識的な飼育に努めるとともに、次の各号を順守するものとする。

- 一 動物は自己の専有部分内で飼育するものとし、共用部分及び専用使用部分等で飼育しないこと。
- 二 自己の専有部分以外で給餌や水を与えたり、排泄をさせないこと。
- 三 自己の専有部分以外で、動物の毛や羽の手入れ、ケージ等の清掃を行わないこと。
- 四 共用部分及び専用使用部分等で給餌・排泄・ブラッシング等を行わないこと。
- 五 動物の毛や羽の手入れ、ケージの清掃等を行う場合は、必ず窓を閉めるなどして毛や羽等の飛散を防止すること。

- 六 敷地内及び外廊下、屋外階段、エレベーター、エントランスホール等の共用部分においては、ケージ等に入れるか、リード（引き綱）をつけて抱きかかえて移動すること。
- 七 動物をエレベーターに同乗させる場合は、他の利用者に同意を得ること。
- 八 敷地内及び外廊下、屋外階段等の共用部分で遊ばせないこと。
- 九 動物が自己の専有部分以外で万一排泄した糞便等は、飼主の責任にて衛生的に処理すること。
- 十 飼主等は、動物の本能・習性等を理解し、飼主等としての責任を自覚の上、他の居住者に迷惑をかけないように努めること。
- 十一 地震、災害等の非常災害時には、動物を保護するとともに、動物が他の居住者等に危害を及ぼさないように留意すること。
- 十二 飼主等は、動物が死亡した場合、動物霊園に葬る等適切に処理すること。
- 十三 その他、他の居住者に不快感等を与える行為をしないこと。

#### 第7条（飼育等の取消）

管理組合は、飼主等が本飼育細則に違反しその是正・勧告等に従わない場合は、ペット飼育禁止の処置を行うことができる。この場合、是正・勧告等を受けた飼主等は、新たな飼主等を探すなど、速やかに適切な処置をとらなければならない。

#### 第8条（損害賠償等）

飼主等は、自己の飼育する動物が他の居住者又は共用部分及び近隣住民に破損・汚損等の損害を与えた場合には、自己の責任において、その損害の賠償等の解決を行わなければならない。

#### 第9条（適用除外）

居住者が、盲導犬・聴導犬・介助犬（以下「盲導犬等」という。）を必要とする場合には、管理組合及び他の居住者は、盲導犬等の必要性を十分に理解・配慮するものとし、第2条第2項及び第6条第六号・第七号の規定を除外するものとする。

#### 第10条（経過措置）

本飼育規約制定日時点において、ペットを飼育する飼主は本飼育細則制定の翌月末迄に本飼育細則の第4条第1項の届出を行わなければならない。

- 2 本条第1項に対する、本飼育細則第4条第2項に定める通知は、原則として本規飼育細則制定の翌々月末までに行うものとする。
- 3 本飼育細則制定日時点において、本飼育細則第2条第1項二に定めるペットの数量が制限を超える場合、理事会はその超過につき一代限りで飼育を認めることができる。
- 4 本飼育細則制定日時点において、本飼育細則第3条の動物を飼育する者は本飼育細則制定の翌月末迄に本飼育細則の第4条第1項の届出を行わなければならない、飼育の可否について理事会の協議結果に従わなければならない。

#### 第11条（定めなき事項）

本飼育細則に定めのない事項については、管理組合総会の決議によるものとする。

#### 第12条（改廃）

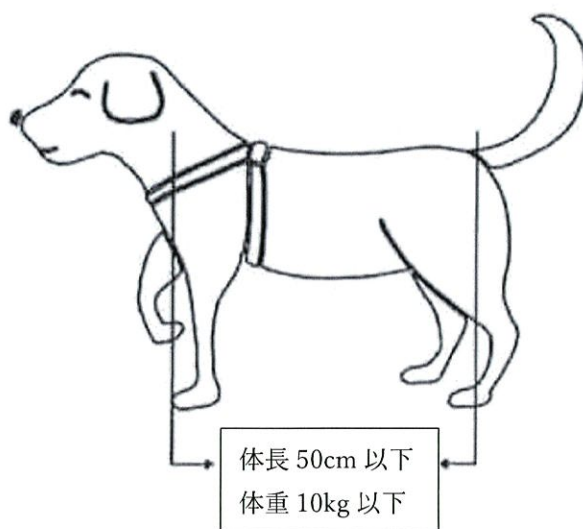
本飼育細則の改廃については、管理組合総会の決議によるものとする。

## 附 則

### 第1条（発効日）

本飼育細則は、2023年10月30日から効力を発する。

《ペット制限参考図》（第2条第2項第一項関係）



別記様式第1 (ペット飼育細則第4条第1項関係)

年 月 日

石神井ハイライズ  
管理組合理事長殿

石神井ハイライズ

\_\_\_\_\_ 号室

\_\_\_\_\_ 印

## ペット飼育届出書

私は、この度、下記の動物を飼育するにあたり、ペット飼育細則第4条第1項に基づき届出致します。  
なお、動物の飼育にあたり、法令及びペット飼育細則に定められた事項を遵守し、他の居住者に危害、  
損害等をおかけないように致します。万一、法令及びペット飼育細則に違反し勧告を是正できない場合に  
は、ペット飼育細則を中止いたします。

記

1. 種類 : \_\_\_\_\_

2. 色 : \_\_\_\_\_

3. 性別 : \_\_\_\_\_

4. 成長時の体長 : \_\_\_\_\_ c m (標準値)

5. 成長時の体重 : \_\_\_\_\_ K g (標準値)

<添付書類>

全ペット：ペットの写真 (L判程度)

犬のみ：保健所犬鑑札 (写)、狂犬病予防注射済証 (写)

以上

別記様式第2 (ペット飼育細則第4条第2項関係)

年 月 日

石神井ハイライズ

\_\_\_\_\_ 号室

\_\_\_\_\_ 殿

石神井ハイライズ  
管理組合理事長 殿

### ペット飼育承認・不承認書

届出のありましたペット飼育の件について、理事会にて協議の結果「承認・不承認」致します。

記

1. 種類 : \_\_\_\_\_

2. 色 : \_\_\_\_\_

3. 性別 : \_\_\_\_\_

4. 成長時の体長 : \_\_\_\_\_ cm (標準値)

5. 成長時の体重 : \_\_\_\_\_ Kg (標準値)

※ 不承認の理由 :

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

以上

別記様式第3 (ペット飼育細則第4条第3項関係)

年 月 日

石神井ハイライズ  
管理組合理事長殿

石神井ハイライズ

\_\_\_\_\_ 号室

\_\_\_\_\_ 印

## ペット飼育中止届出書

私は、下記ペット飼育を中止するためペット飼育細則第4条第3項に基づき届出致します。

記

1. 種類 : \_\_\_\_\_

2. 色 : \_\_\_\_\_

3. 性別 : \_\_\_\_\_

※ 中止の理由 :

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

以上

別記様式第4（ペット飼育細則第5条第2項関係）

年 月 日

石神井ハイライズ  
管理組合理事長殿

石神井ハイライズ

号室

印

## 予防接種届出書

私は、ペット飼育細則第5条第2項に基づき、予防接種等を受けたことを下記のとおり届出致します。

記

1. 予防接種年月日： \_\_\_\_\_ 年 月 日
2. 接 種 場 所： \_\_\_\_\_
3. 接 種 内 容： \_\_\_\_\_

※予防接種は、3種混合ワクチン、5種混合ワクチン、7種混合ワクチン、狂犬病予防接種、ポワクチン、ジステンパー等があります。なお、生後91日以上の犬は狂犬病予防接種を受けるよう狂犬病予防法により義務付けられています。

以上